

I - 2 生活衛生課

1 食品衛生

食品衛生法の規定により県が策定した「青森県食品衛生監視指導計画」に基づいて年間監視計画を立て、食品関係施設に対する衛生監視指導を行いました。（許可申請等に伴う調査を含む。）

また、衛生講習会や広報活動を通じて食品衛生に関する情報提供を行い、事業者の衛生意識を向上させるとともに、県民への食品衛生思想の普及に努めました。

(1) 営業許可施設

令和3年6月1日から改正食品衛生法が完全施行され、新旧両制度による許可施設が並立しています。

ア 改正食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

営業種目※	営業施設数（所在地別）				許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数	
	むつ市	下北郡	その他	計	継続	新規		文書	口頭
飲食店営業	155	46	6	207		135	2	142	30
飲食店営業（臨時）			55	55		43	-	-	-
調理の機能を有する自動販売機	4	-		4		2	-	2	-
食肉販売業	12	4		16		6	1	9	9
魚介類販売業	22	12	-	34		15	1	18	17
魚介類販売業（臨時）			3	3		1	-	-	-
魚介類競り売り営業	-	1		1		1	-	1	-
乳処理業	-	-		-		-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	-		-	-	-	-
菓子製造業	26	7		33		17	-	19	3
アイスクリーム類製造業	1	-		1		1	-	1	2
乳製品製造業	-	-		-		-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	1		1		-	-	-	-
食肉製品製造業	-	1		1		-	-	-	-
水産製品製造業	7	9		16		7	-	7	-
氷雪製造業	-	-		-		-	-	-	-
液卵製造業	1	-		1		-	-	1	-
食用油脂製造業	-	-		-		-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-		-		-	-	-	-
酒類製造業	2	-		2		2	-	2	1
豆腐製造業	-	1		1		-	-	-	-
麺類製造業	1	2		3		2	-	2	-
そうざい製造業	4	2		6		1	-	1	-
冷凍食品製造業	4	1		5		2	1	2	1
漬物製造業	2	3		5		2	-	2	-
密封包装食品製造業	2	2		4		1	-	1	-
食品の小分け業	1	-		1		1	-	1	-
（計）令和4年度	244	92	64	400		239	5	211	63
令和3年度	109	43	15	167		167	-	168	10
令和2年度									

※ 令和4年度末現在において許可取得がなく、今後も申請される可能性の低い業種は省略した。

イ 旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

営業種目※ ¹	営業施設数（所在地別）				廃業施設数	監視指導施設数	
	むつ市	下北郡	その他	計		文書	口頭
飲食店営業	460	172	6	638	127	52	69
飲食店営業（臨時）			114	114	51	-	7
菓子製造業	60	21	2	83	15	18	23
乳処理業	1	-		1	-	1	-
乳製品製造業	1	-		1	-	1	-
魚介類販売業	54	27	4	85	26	12	37
魚介類販売業（臨時）			13	13	2	-	-
魚介類競り売り営業	3	2		5	-	-	2
食品の冷凍又は冷蔵業	9	1		10	-	-	2
かん詰又はびん詰食品製造業	6	-		6	-	2	-
喫茶店営業	3	3	-	6	-	4	10
喫茶店営業（自販機）	17	1		18	13	-	1
あん類製造業	1	-		1	-	-	-
アイスクリーム類製造業	13	4		17	8	4	7
食肉処理業	-	-		-	-	-	-
食肉販売業	25	2		27	8	5	19
食肉製品製造業	-	-		-	1	-	-
食用油脂製造業	1	-		1	-	-	-
みそ製造業	2	-		2	1	-	1
しょうゆ製造業	-	1		1	-	-	-
ソース類製造業	3	-		3	1	-	1
酒類製造業	1	1		2	1	-	-
豆腐製造業	2	1		3	-	1	2
めん類製造業	7	9		16	1	2	1
そうざい製造業	23	19		42	7	4	9
清涼飲料水製造業	3	1		4	1	-	-
氷雪製造業	1	2		3	-	-	-
（計）令和4年度	696	267	139	1,102	263	106	191
令和3年度	870	341	198	1,409	400	186	142
令和2年度	1,265	480	256	2,001	137	421	351

※旧法における「魚介類販売業（包装食品のみ）、食肉販売業（包装食品のみ）、乳類販売業、氷雪販売業、調理機能を有する自販機のうち一定の要件を満たすもの（自動洗浄・屋内設置）」は、改正法施行における営業届出施設に移行したため、含まれていない。

(2) 届出を要する食品関係営業施設

改正食品衛生法によって創設された制度であり、旧許可業種の一部のほか、許可を要さない販売業・製造/加工業、行商及び集団給食施設などが対象です。

施設基準などの要件はありませんが、許可業種と同様に食品衛生責任者の設置やHACCPに沿った衛生管理が義務付けられています。

営業種目		営業施設数 (所在地別)				監視指導施設数		
		むつ市	下北郡	その他	計	文書	口頭	
旧許可業種	魚介類販売業 (包装済みのみ販売)	68	28	-	96	9	21	
	食肉販売業 (包装済みのみ販売)	74	28	9	111	10	25	
	乳類販売業	146	56	7	209	20	46	
	冰雪販売業	-	-	-	-	-	-	
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内)	6	1	-	7	-	1	
販売業	弁当販売業	1	-	-	1	-	-	
	野菜果物販売業	10	3	-	13	2	1	
	米穀類販売業	1	-	-	1	-	-	
	通信販売・訪問販売による販売業	-	2	-	2	-	-	
	コンビニエンスストア	32	4	-	36	2	10	
	百貨店・総合スーパー	13	2	-	15	7	14	
	自動販売機による販売業 (コップ式を除く)	22	1	-	23	-	1	
	その他の食料・飲料販売業	70	24	-	94	7	7	
製造・加工業	コーヒー製造・加工業	1	-	-	1	-	-	
	農産保存食料品製造・加工業	1	1	-	2	-	-	
	調味料製造・加工業	-	-	-	-	-	-	
	精穀・製粉業	-	-	-	-	-	-	
	製茶業	-	1	-	1	-	-	
	海藻製造・加工業	2	5	-	7	-	-	
	卵選別包装業	-	-	-	-	-	-	
	その他の食料品製造・加工業	3	1	-	4	1	-	
上記以外	行商	魚介類	/	1	-	1	-	-
		アイスクリーム類	-	-	-	-	-	-
	集団給食施設	学校	8	1	/	9	-	-
		病院・診療所	8	1	/	9	-	-
		事業所	10	1	/	11	-	-
		その他	26	7	/	33	-	-
		(小計)	52	10	/	62	-	-
	露店・仮設店舗等 (営業以外)	/	/	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-		
(計) 令和4年度		502	168	16	683	58	126	
令和3年度		459	146	10	615	113	47	
令和2年度		/	/	/	/	/	/	

(3) 収去検査

食品の安全性確保を目的として、県内に流通する食品や広域に流通される県産食品等を対象とする収去検査を行いました。

検査の結果、定められた基準等を違反又は逸脱していた場合（不適合）は、原因を調査し、製造者等関係事業者に対して再発防止に関する指導と改善確認を行っています。

令和4年度の検査では、いずれの検体も基準等に適合していました。

検査内容 対象食品		検体数 (実数)			微生物学的検査						理化学的検査					
					適合			不適合			適合			不適合		
		R4	R3	R2	R4	R3	R2	R4	R3	R2	R4	R3	R2	R4	R3	R2
魚介類		4	4	2	2	2	2	-	-	-	2	2	-	-	-	-
冷凍食品	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加熱後摂取（凍結直前加熱）	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加熱後摂取（凍結直前未加熱）	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品		1	4	1	1	-	-	-	-	-	1	4	1	-	-	-
肉卵類・加工品		5	5	5	1	1	1	-	-	-	4	5	5	-	-	-
乳		2	2	-	1	1	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-
乳製品		-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類、氷菓		1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀類・加工品		3	-	2	-	-	1	-	-	-	3	-	1	-	-	-
野菜類・果物・加工品		4	10	7	-	4	4	-	-	-	4	6	3	-	-	-
菓子類		4	5	9	-	1	3	-	-	1	4	4	6	-	-	-
清涼飲料水		1	1	1	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
酒精飲料		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品		5	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
その他の食品		-	6	5	-	5	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-
添加物・製剤		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具・容器包装		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		33	39	33	11	17	17	-	-	1	26	25	17	-	-	-

(4) 不良食品等の発生状況

不良食品等が発生した場合は、原因を調査し、営業者に対して再発防止に関する指導を行い、必要に応じて回収命令等の行政措置を講じています。

区分 食品名	発生件数	発見経路			発見場所		原因					措置					
		保健所 (監視・収去)	営業者からの届出	消費者からの情報提供	県内	県外	表示不適	規格・基準の逸脱等		カビ・異物混入	変敗・その他	営業禁止・停止	整備改善等	物品回収・廃棄	その他助言・指導等	自主回収等	他公所(他県含む)に移送
								微生物	理化学								
菓子類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳・乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類・加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類・加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい・半製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
器具・容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(計) 令和4年度	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
令和3年度	8	1	3	4	6	2	4	-	-	4	-	-	-	-	6	2	-
令和2年度	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-

(5) 食中毒の発生状況

食中毒(疑いを含む)発生時には、「青森県食中毒対策要綱」に基づいて迅速に調査を行い、適切に原因を究明した上で被害拡大防止対策を実施しています。

令和4年度における食中毒事件は、0件でした。

年度	発生件数	患者数(名)	原因食品	病因物質
令和4年度	-	-	-	-
令和3年度	1	9	弁当	ノロウイルス(GII)
令和2年度	-	-	-	-

(6) 行政処分等の状況

区 分 年 度		処分件数 (実数)	違反内容					処分件数					
			異物	法定外添加物	規格基準	表示	その他 (食中毒等)	営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他
施設	改正法許可施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧法許可施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	届出施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(計) 令和4年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度		1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
令和2年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) 衛生講習会等の実施状況

年間を通じて食品衛生責任者講習会（主催：一般社団法人青森県食品衛生協会）に講師を派遣しているほか、随時、食品加工事業者等を対象とした食品衛生講習会を実施しています。

また、衛生管理・表示に係る相談や資料の提供についても積極的に対応しています。

No.	開催月日	内 容	受講者数	対 象
1	令和4年5月12日	食品衛生責任者講習会（養成）	18	食品衛生責任者
2	令和4年6月13日	食品衛生責任者講習会（実務）	26	食品衛生責任者
3	令和4年6月13日	食品衛生責任者講習会（実務）	23	食品衛生責任者
4	令和4年7月26日	食品衛生責任者講習会（養成）	24	食品衛生責任者
5	令和4年9月8日	食品衛生責任者講習会（実務）	24	食品衛生責任者
6	令和4年9月8日	食品衛生責任者講習会（実務）	25	食品衛生責任者
7	令和4年11月10日	（水産）加工製造に係る勉強会	23	水産物関係事業者
8	令和4年11月15日	食品衛生責任者講習会（養成）	18	食品衛生責任者
9	令和4年12月8日	食品衛生責任者講習会（実務）	23	食品衛生責任者
10	令和4年12月23日	農村漁村起業スキルアップ講座	11	農産加工関係者
11	令和5年1月30日	第2回下北地域郷土料理伝承技術研修会	7	農産加工関係者
12	令和5年3月7日	食品衛生責任者講習会（養成）	22	食品衛生責任者
計			244	

2 生活衛生

県民の日常生活と密接にかかわる理容・美容所や公衆浴場などの生活衛生関係営業における衛生水準の維持向上を図るため、県の方針に基づいて年間監視計画を立て、関係施設に対する衛生監視指導を行いました。（許可申請等に伴う調査を含む。）

また、水道関連施設の適正管理や建築物の衛生確保に関する指導、温泉の利用許可に係る事務や温泉利用施設での硫化水素による事故防止に関する指導等を行いました。

(1) 営業許可施設等

ア 営業施設数

施設区分 市町村	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館				公衆浴場			興行場 (常設)
				ホテル ・ 旅館	簡易宿所	下宿	計	一般	その他	計	
むつ市	92	141	26(7)	36	20	-	56	10	9	19	2
大間町	11	11	2(0)	14	3	2	19	1	1	2	1
東通村	6	7	-	13	2	-	15	2	-	2	-
風間浦村	6	4	-	12	4	-	16	2	-	2	-
佐井村	2	4	-	5	4	-	9	-	-	-	1
(計) 令和4年度	117	167	28(7)	80	33	2	115	15	10	25	4
令和3年度	119	173	28(8)	82	33	2	117	16	9	25	4
令和2年度	120	172	28(8)	82	34	2	118	16	8	24	5

イ 許可等の状況

施設区分 許可年度等	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館				公衆浴場			興行場	
				ホテル ・ 旅館	簡易宿所	下宿	計	一般	その他	計		
許可 (確認)	R4	-	2	1(0)	-	-	-	-	-	1	1	-
	R3	-	6	-	2	1	-	3	-	1	1	-
	R2	1	4	3(2)	-	1	-	1	1	1	2	2
廃止	R4	2	8	1(0)	2	-	-	2	1	-	1	-
	R3	1	5	-	2	2	-	4	-	-	-	1
	R2	12	12	4(1)	1	4	-	5	2	-	2	-

ウ 監視・指導状況

施設区分	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館※				公衆浴場※			興行場
				ホテル・旅館	簡易宿所	下宿	計	一般	その他	計	
令和4年度	40	53	11(3)	30	7	1	38	13	3	16	2
令和3年度	35	52	9(2)	24	13	-	37	7	3	10	-
令和2年度	43	60	9(3)	32	8	-	40	6	1	7	1

※ 旅館・公衆浴場においては、「青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例」に基づく指導も併せて実施している。

(2) 水道及び飲料水

飲料水の衛生確保を図るため、水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等対策要領に基づく関連施設への立入等を実施し、水質検査実施の徹底など適切な維持管理について指導を行いました。

飲用井戸については、市町村の協力も得ながら施設の実態把握に努めています。

なお、一部の事務については、市町村に権限移譲されています。(専用水道及び簡易専用水道：むつ市と東通村、飲用井戸及び小規模貯水槽水道：むつ市、小規模水道：東通村)

<水道関連施設の設置状況>

区分 市町村	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	飲用井戸		簡易専用水道	水小規模貯水槽	計
					一般	業務用			
むつ市	1	-	○	9	○	○	○	○	10
大間町	1	-	-	-	11	5	8	3	28
東通村	1	-	○	○	-	8	○	5	14
風間浦村	-	1	-	-	6	2	3	1	13
佐井村	-	1	-	-	11	1	1	5	19
(計) 令和4年度	3	2	-	9	28	16	12	14	84
令和3年度	3	2	-	9	24	16	12	14	80
令和2年度	3	2	-	9	28	16	12	14	84

○：権限移譲されたもの

(3) 建築物の衛生

特定の用途で多数の人が使用・利用する一定以上の規模を有する「特定建築物」について、届出の徹底や維持管理基準の遵守を指導し、衛生的環境の確保を図っています。

また、建築物の衛生確保に係る清掃業等8業種について、登録事務のほか、衛生的な作業や機械器具の維持管理に関する指導を行い、事業者の資質向上を図っています。

ア 特定建築物施設数（監視件数再掲）

種別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
むつ市	2	1(1)	3	3	-	6(3)	1	16(4)
大間町	1(1)	-	-	3	-	-	-	4(1)
東通村	-	-	-	3	-	-	-	3
風間浦村	-	-	-	-	-	-	-	-
佐井村	-	-	-	-	-	-	1(1)	1(1)
(計) 令和4年度	3(1)	1(1)	3	9	-	6(3)	2(1)	24(6)
令和3年度	3	1	3(3)	9(1)	-	6(2)	2	24(6)
令和2年度	3(1)	1	3	9(2)	-	6	2(1)	24(4)

イ 建築物衛生に係る登録営業所数（監視件数再掲）

種別 年度	清掃業	空気環境 測定業	空気調和用 ダクト 清掃業	飲料水 水質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛生 総合 管理業	計
R4	5	2	-	-	5(1)	3(1)	-	1	16(2)
R3	5	2(1)	-	-	5(1)	3	-	1	16(2)
R2	6(3)	2	-	-	6(1)	3(1)	-	1(1)	18(6)

(4) プール等設置状況

遊泳用プールについて、衛生水準の確保に加え、安全確保に関する指導を行っています。

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく施設については、許認可や立入検査を所管する市町村から情報を収集し、災害発生時には被害状況を確認しています。

種別 市町村	遊泳用プール (学校等除く)	墓地	納骨堂	火葬場
むつ市	3	97	3	4
大間町	1	6	-	1
東通村	-	28	-	1
風間浦村	-	6	-	-
佐井村	-	13	1	1
(計) 令和4年度	4	150	4	7
令和3年度	4	150	4	7
令和2年度	4	150	4	7

(5) 化製場

化製場等に関する法律に基づく施設の許可事務（一部は市町村に権限移譲）と立入検査を行い、構造設備や衛生的な措置の実施状況を確認しています。管内では、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の計4か所に設置されています。いずれも法第8条に規定する施設であり、魚介類等に由来する原料を用いて肥料又は飼料を製造しています。

(6) 温泉利用施設等

温泉法に基づき、温泉利用許可や成分等掲示届出等に係る事務のほか、源泉や温泉利用施設への立入検査を実施し、硫化水素による事故防止等について指導を行っています。

ア 温泉（源泉）及び利用施設等の監視指導状況

区分	源泉		利用		
	掘さく・動力装置等	その他	施設	浴用	その他
令和4年度	3	2	11	38	-
令和3年度	-	1	21	46	-
令和2年度	-	3	16	31	-

イ 温泉（源泉）及び許可申請の状況

市町村	区分 年度	温泉数	主な許可申請※					
			掘削	増掘	動力装置	採取	利用許可	利用許可地位承継承認
むつ市	R4	49	-	-	-	-	-	1
	R3	49	1	-	-	-	-	-
	R2	49	1	-	-	-	-	-
大間町	R4	1	-	-	-	-	-	-
	R3	1	-	-	-	-	-	-
	R2	1	-	-	-	-	-	-
東通村	R4	2	1	-	-	-	-	-
	R3	2	-	-	-	-	-	-
	R2	2	-	-	-	-	-	-
風間浦村	R4	15	-	-	-	-	1	1
	R3	15	-	-	-	-	-	-
	R2	15	-	-	-	-	6	2
佐井村	R4	3	-	-	-	-	-	-
	R3	3	-	-	-	-	-	-
	R2	3	-	-	-	-	-	-
総計	R4	70	-	-	-	-	1	2
	R3	70	1	-	-	-	-	-
	R2	70	1	-	-	-	6	2

※ 当所を経由して自然保護課に進達・副申するものを含む。